

「生物多様性」という言葉を知っていますか？

生物多様性とは？

生物多様性とは、生物の種には様々な違いがあり、そのような生物がそれぞれに異なる生態系を形づくり、同じ種でも遺伝子には様々な違いがあるということです。簡単に言い表せば、生き物の世界においても個性が何より大切という考え方です。また、生物多様性は、私たちに様々な恩恵を与え、豊かな生活を支えています。こうした捉え方は生態系サービスと呼ばれています。



① 生態系の多様性

干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など、色々なタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること。



② 種の多様性

色々な動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育していること。



③ 遺伝子(種内)の多様性

同じ種であっても、固体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあること。

様々な自然の恵み(生態系サービス)

供給サービス

人間にとって有用な資源である

- ・ 食料や木材などの供給
- ・ 絹や綿、羊毛など繊維の供給
- ・ 医薬品や化粧品開発などの原料供給 など



食材(山太郎蟹)

調整サービス

将来にわたって安全な暮らしを保障する

- ・ ミツバチ等の昆虫による植物の受粉
- ・ 安全な飲み水の確保
- ・ 災害の防止や土壌の流出防止 など



ミツバチによる受粉

文化的サービス

地域特有の文化の根源となる

- ・ レクリエーションの場の提供
- ・ 精神的・宗教的な価値
- ・ 美しい自然景観
- ・ 地域性豊かな風土 など



レクリエーション

基盤サービス

すべての生命の生存基盤である

- ・ 有機物の分解
- ・ 栄養塩の循環
- ・ 植物による気温や湿度の調節
- ・ 土壌の形成 など



植物のCO₂吸収

鹿児島島の「生物多様性」の特徴と課題

鹿児島島の生物多様性の5つの特徴

- 1 日本列島の縮図
3つの気候帯, 日本の種の半分, 火山等が見られる
- 2 渡瀬線わたせせんで分かれる2つの生物の世界
2つの生物地理区, 黒潮による分断が見られる
- 3 アジア・太平洋地域との結節点
アジア地域等との生物や文化のつながりが活発である
- 4 環境文化が息づく土地
自然と共生する暮らしが残っている
- 5 生物多様性に支えられた鹿児島島の産業
農林水産業, 観光は生物多様性の恩恵を受けている

屋久島
奄美大島・徳之島

2つの世界自然
遺産を目指している

根源的な危機と5つの課題

- 1 開発や乱獲などによる影響
- 2 鳥獣の増加などによる影響
- 3 外来生物や化学物質等による影響
- 4 地球温暖化による影響
- 5 環境文化の衰退と情報の蓄積不足

△背景にある危機

県土の二極化
(都市への人口集中と
過疎地域の拡大)

「生物多様性」を未来に引き継ぐために

生物多様性鹿児島県戦略の策定

鹿児島県では, 新たな「自然と共生する社会」の実現を目指して, 令和5年度までの10年間に計画期間とした, 「生物多様性鹿児島県戦略」を策定し, 計画に基づいて以下の取組を進めています。



これから取り組んでいくこと(基本方針と取組等)

- 1 生物多様性の普及
 - 2 重要地域の保全
 - 3 科学的な生態系の管理
 - 4 環境文化の継承
 - 5 ライフスタイルの転換
- ◆ 2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組

主な取組

- ・ 県立自然公園総点検による公園の指定, 区域拡張又は見直し
- ・ 指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例の制定

生物多様性を保全する取組①

県立自然公園の総点検 金峰山の県立自然公園指定

県立自然公園とは

本県を代表する自然の風景を県立自然公園として指定し、将来の子ども達に守り伝えながら、広く県内外の皆さんに楽しんでもらっています。

総点検

県は、平成28年度に生物多様性の観点から重要な地域を抽出し、この結果を踏まえた金峰山を平成31年3月29日に県立自然公園区域に編入しました。

○ H28年度：県全体の生態系及び地形地質を対象にギャップ分析を行い、以下の検討地域を抽出しました。

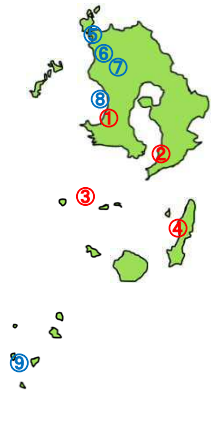
自然公園の指定対象となり得る地域（4地域）

①南薩地域・②大隅南部・③三島・④種子島

見直しを検討する主な県立自然公園（5地域）

⑤阿久根・⑥川内川流域・⑦藺牟田池・⑧吹上浜・⑨トカラ列島

○ H29年度：南薩地域と三島において、詳細調査を実施。



金峰山県立自然公園編入

○ H30年度：吹上浜県立自然公園に金峰山を編入。

・希少な植物が生育する金峰山の山頂付近を保護するため、金峰山を県立自然公園区域に編入。

・公園の名称を吹上浜金峰山県立自然公園に変更。



令和元年11月、金峰山の県立自然公園編入を記念したイベントを開催しました。イベントでは、地元首長や地元関係者による式典や一般参加者による「金峰山ウォーキングin南さつま」が行われ、また、記念ラベルが貼られた数量限定の焼酎が販売されるなど、県立自然公園の編入をみんなでお祝いしました。



金峰山

金峰山県立自然公園編入記念式典



金峰山県立自然公園編入記念イベント

金峰山ウォーキングin南さつま



外来種から生態系を守るための条例の制定

条例の制定について

県は、平成31年3月に、外来種による生態系被害を防止するための条例を制定しました。規制対象の地域においては、条例により指定された外来種を野外に放出することなどが禁止されています。生き物は、最後まで責任を持って飼いましょう。

指定外来動植物とその取扱いを規制する地域

【規制地域】 県内のすべての地域

◆インドクジャク



◆アフリカツメガエル



◆グリーンソードテール



◆アメリカハマグルマ



◆ホテイアオイ



◆ムラサキカッコウアザミ



◆オキナワキノボリトカゲ



※オキナワキノボリトカゲは奄美群島地域を除く

【規制地域】 南西諸島地域（三島・十島）・種子島地域・屋久島地域・奄美群島地域

◆キュウシュウジカ



◆イノシシ
(リュウキュウイノシシを除く)



◆ニホンイタチ



◆ホンドタヌキ



◆ニホンスッポン



◆コイ



※キュウシュウジカは馬毛島を除く

規制の内容

◆ 放出等の禁止

指定外来動植物は、規制の対象地域内で放出等（放出・植栽・は種）をしてはいけません。

◆ 指定外来動植物の取扱い

規制の対象地域内で飼養等をする場合は、野外に逸走・逸出しないよう適切な施設（適合飼養等施設）に収容しなければなりません。

◆ 販売に当たっての説明

販売する場合は、購入者に対して、指定外来動植物であること及び放出の禁止、適切な飼養方法等についての説明を行わなければなりません。

【規制地域】
奄美群島地域

◆ボトス（オウゴンカズラ）



※適切な取扱い方法等については、ホームページでご確認ください。

